

問題解決力を育成する道徳教育に関する基礎的研究

— ハワイ州のピア・メディエーションプログラムをもとに —

A Basic Study of Moral Education to Foster Problem Solving

- Based on A Peer Mediation Program in Hawaii States -

森川 敦子・須本 良夫¹・田中 伸¹

Atsuko MORIKAWA, Yoshio SUMOTO and Noboru TANAKA

キーワード：道徳教育の理論と方法・保育者論・道徳教育・ピア・メディエーション・問題解決力

1 問題と目的

平成 27 年 3 月、文部科学省は、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を一部改訂し、道徳を「特別の教科道徳」として教科化するとした。改訂された小学校学習指導要領解説（文部科学省，2015a）及び中学校学習指導要領解説（文部科学省，2015b）では、いじめ、不登校等の現代的な問題に対応できるより実効性の高い道徳教育を推進するために、児童生徒が道徳的価値を自分との関わりで考えることができるような問題解決的な学習あるいは体験的な学習を道徳授業や道徳教育に取り入れることが推奨されている。

このような中、児童生徒の人間関係に関する自己解決能力やコミュニケーション能力を高め、いじめ等の課題を解決する学習方法の一つとして、ピア・メディエーションが注目されている。池島（2012）によれば、ピア・メディエーションは、アメリカやカナダで開発され、ピア・サポートの一環として実施されているものであり、イギリスではナショナルカリキュラムの「市民性教育」に取り入れられ、実践研究が進められている学習方法である。

日本においても、近年、ピア・メディエーションの研究や学校教育への導入が試みられ、トラブルに対する児童生徒の自力解決力の向上や生徒指導上の問題行動の減少など一定の成果が明らかにされている（例えば、池島，2012；池島・竹内，2011；池島・吉村・倉持，2007；池田，2014；竹内，2010；田中・山本，2014）。

そこで、本研究では、アメリカの高等学校で実施されているピア・メディエーションの実践事例をもとに、問題解決力を育成するための道徳教育への活用という視点から、ピア・メディエーションの可能性について検討することとした。本研究の目的は、ハワイ州カイルア高等学校で実施されているピア・メディエーションについて、実践事例を紹介するとともに、問題解決力を育成する道徳教育への活用可能性について検討することである。

2 ハワイ州におけるピア・メディエーションプログラム

本稿で取り上げる実践事例は、筆者らが 2015 年 9 月に訪問したアメリカ合衆国ハワイ州のカイルア高等学校（Kailua High School）で行われているピア・メディエーションプログラムの授業及びその授業で使われている生徒用マニュアルの一部である。カイルア高等学校で実施されているピア・メディエーションプログラムは、9 年生から 12 年生の選択授業の一つで、2015 年 8 月から 12 月までオリエンテーションを含む計 17 回で構成されている。

¹ 岐阜大学大学院教育学研究科

筆者らが参観した授業は、ピア・メディエーションプログラムの導入に当たる授業で、メディエーションの定義や概要、メディエーションの模擬体験等を主な内容としたものであった。訪問当日は12名の生徒が受講しており、休憩を挟んで行われる約3時間の授業であった。本稿では、その中でも、特に問題解決能力を育成する道徳教育に有効だと考えられる「メディエーションとは何か」、「ピア・メディエーションプログラムの概要」、「ピア・メディエーションの進行過程と模擬体験」について取り上げる。

(1) ピア・メディエーションとは何か

表1は、カイルア高等学校のピア・メディエーションプログラム生徒用マニュアルに示されている内容の一部を示したものである。授業では、教師はまず、生徒用マニュアルに基づき、「メディエーションとは、生徒同士による調停と、2人の調停人が論争中の人たちに自発的な問題解決の糸口を提案するもの」であり、「異なる考えなどを持つ人々が、いかに平和的な共存関係を構築できるかという手段」である等、ピア・メディエーションの定義について確認を行った。

表1 ピア・メディエーションの定義等に関する生徒用マニュアルの内容
(Kailua High School Peer Mediation Program Student Manual をもとに、邦訳して著者らが作成)

【メディエーションとは】

メディエーションとは、生徒同士による調停と、2人の調停人が論争中の人たちに自発的な問題解決の糸口を提案するものです。メディエーションにおいて、異なる意見を持ち対立する対象者に

- ・自分たちの口で何があったかを話すように促す。
- ・その問題に何の関係しているのか、より明確にさせる。
- ・当事者同士がその問題に直面したことでどのように感じたかをお互いに理解させる。
- ・真摯にお互いが向き合える姿勢を持たせるような解決策を導く手助けをする。
- ・最終的な合意が得られた場合、その内容を書面にし、サインをさせる。

対立こそ生きていくうえで必然的に発生する、可もなく不可もない存在であるという前提にメディエーションは基づいているのです。

メディエーションは異なる考えなどを持つ人々が、いかに平和的な共存関係を構築できるかという手段なのです。問題を解決するうえで、メディエーションはしばしば“win-win”（両者にとっても有益な策）であると表現されます。理論的には、この行為によって誰も損をする人はいないからです。それまで囚われていた感情から解放され、それと同時に、少し譲歩するようになるのが理想的な流れなのです。両者の考えや気持ちを吐露する機会を得ることができるのですから。

メディエーションは、その後の両者の行動に焦点を合わせます。問題を回避できるようになる最善の合意が一体何なのか？両者が部屋を後にして、顔を合わせるとき、どれだけ有効な変化をもたらし、向き合わせることができるのか？

未来に焦点を合わせ、メディエーターは誰かを責める気持ちや過去の事象などに執着していた両者の物の見方に変化をもたすよう働きかけます。その問題が発生していることで、頭を悩ませているのはお互い同じなのですが、ただどのようにして問題の解決を図ったらよいかわからないのが通常よくあるケースなのです。裁判官や弁護士とは異なり、メディエーターすなわち調停人は補助的な役割を担います。問題を抱える両者に、仲介者として参加するのです。両者を決して責めることなく、注意深く傾聴する姿勢を培う訓練をしてきたのがメディエーターと呼ばれる存在なのです。

しかしメディエーションはあくまでも手段の1つにすぎません。傾聴や質疑などの一般的な習得可能な技術が必要である一方、時間の感覚や勘の良さなど、教えることが不可能な要素を含んでいます。絶対的な基本原則などはなく、もっとも重要な要素こそがメディエーター本人なのです。

最後にひとつだけ注意しておかなければならないのが、メディエーションは世界中で用いられ、検証されてきたものの、その成果が必ずしも有益なものとは限らないということです。ある特定の対象者や問題には効力があっても、それが万人に当てはまるわけではないのです。よって場合によっては異なる解決策が必要です。

表2 ピア・メディエーションプログラムの概要

(Kailua High School Peer Mediation Program Student Manual をもとに、邦訳して著者らが作成)

【ピア・メディエーションプログラムの概要】

① メディエーターの担う責任

- すべてのメディエーターは次のことを行う必要があります。
- ・訓練を完了させる。
 - ・昼休憩や放課後でもすぐメディエーションのため時間を割く。
 - ・休んでしまった授業に追いつくことを約束する。
 - ・周りの人に対して、メディエーションを使って問題を解決するように勧める。
 - ・調停の世話役がプログラムの宣伝をするのに手を貸す。

② なぜメディエーションなのか？

- メディエーションは次のことを可能にしてくれるからです。
- ・問題が悪化する前に解決策を提供できる。
 - ・生徒が自分たちの力でできると大人に証明する機会になる。
 - ・学校の風紀をよくできる。
 - ・校内の問題によって生じる嫌な雰囲気を解消できる。

③ 扱うであろう諸問題

- メディエーターは次のような種類の問題を解決に導く役割を担います。
- ・喧嘩、口論 ・噂話 ・男女交際 ・お金や持ち物 ・部外者 ・教師と生徒 ・家庭内の不和

④ 扱うことがない諸問題

- メディエーターは次のような問題には関与しません。
- ・凶器 ・薬物 ・暴行

⑤ メディエーターとは

- メディエーターは次のような態度で接しなければなりません。
- ・中立であり続けること。
 - ・敬意を持って両者に接すること。
 - ・敬意を持って問題解決を図ること。
 - ・その場で知りえた情報を公言しない。
 - ・対象者に直接的なアドバイスを与えない。

⑥ メディエーターとして当てはまらないのは

- メディエーターは次のような態度をとってはなりません。
- ・法廷弁護士 ・裁判官 ・弁護士 ・アドバイザー

【効果的な生徒同士によるピア・メディエーションのための留意事項】

- ・結論を急いでは駄目です。まずは情報をしっかり汲み取ってください。
- ・相手のことを決めつけたり、どちらか一方の主張に同調したりしないようにしてください。
- ・「これで話したいことは終わりですか？」や「もっと話してください」などと急かさないうでください。とにかく辛抱強く相手を待ちましょう。
- ・「はい」「いいえ」で返答させるのではなく、多くの情報を把握できるような質問をしましょう。
- ・「どうして？」という問い掛けが、かえって相手を責めたり、詰問されたりするような錯覚に陥る原因になりかねないので気をつけましょう。
- ・次をどうしようかと迷うなら、今までに聞いた話を一旦整理しましょう。それからだと、質問しやすくなります。
- ・事実と意見との違いを混同しないようにしましょう。まとめをするとき、「彼女が悪口を言っていたんですね」や「彼女が嘘をついたと思ったんですね」「彼女は嘘つきです」や「彼女は嘘をつきました」ではなく、「あなたは彼女が悪口を言っていたのを聞いたのですね」と言いましょう。それが必ずしも事実にはなりえないもので、彼らの視点であることを認識させましょう。
- ・私たちに様子を見学させてください。あっちに行つてなどと言わず、自分たちが立派にメディエーションできることを証明してみせてください。私たちはその練習を手助けするためにいるのですから。
- ・容易なことだと思わないでください。「こんな簡単だよ。どうやってやるかなんてわかるよ。」「心配ご無用。その時になれば、何て発言したらいいかなんてわかるよ。」などと言っているうちは、まだその技法を身につけていない証拠です。すべての人がまだまだ学ぶ余地があり、そのテクニックを身につけることができます。それは経験豊かなベテランのメディエーターにとっても同じことがいえるくらいなのですから。

注：「ピア・メディエーション」と「メディエーション」の語については、マニュアルの表記通りに邦訳した。

その上で、メディエーションが「win-win(両者にとっても有益な策)」を目指していること、ピア・メディエーションによって、「それまで囚われていた感情から解放され、それと同時に、少し譲歩するようになること」等、活動の目的や効果についても確認した。

また、効果だけでなく、ピア・メディエーションの限界についても言及し、「メディエーションは世界中で用いられ、検証されてきたものの、その成果が必ずしも有益なものとは限らない」こと、「ある特定の対象者や問題には効力があっても、それが万人に当てはまるわけではなく場合によっては異なる解決策が必要」であること等について、生徒の理解を図った。

(2) ピア・メディエーションプログラムの概要

表2は、生徒用マニュアルに記載されているピア・メディエーションプログラムの概要の一部を邦訳し、整理したものである。授業では、ピア・メディエーションの定義や効果等につき、メディエーターの役割や責任、心構え、メディエーションで扱う問題と扱えない問題、生徒同士でメディエーションを行う場合の留意事項等、プログラムの概要についての学習を行った。

このように、まずピア・メディエーションの具体的な流れや方法を学ぶ前に、ピア・メディエーションの意義、効果と限界、メディエーターの役割や責任、心構え等を学習内容として取り上げ、それらを生徒に適切に理解させることは、スキルの獲得や向上だけでなく、生徒自身がピア・メディエーションのよさを実感し、自分たちの問題を自己解決しようとする意識の向上にも効果的であると考えられる。

(3) ピア・メディエーションの進行過程と模擬体験(ロールプレイ)

ピア・メディエーションの定義や概要を学習した後、授業の後半では、ピア・メディエーションの進行過程について学習し、最後に模擬体験を行った。表3はピア・メディエーションの進行過程の詳細を示したもので、図1はピア・メディエーションの進行過程の全体図を示したものである。

生徒たちは、まず、マニュアルの進行過程全体図を参照しながら、ピア・メディエーションの一般的な流れを学習した。その後、表3に示す通り、「メディエーターによる準備」、「第1回合同会議」、「第1回メディエーターのみでの会議」、「第1回各々での会議」、「第2回メディエーターのみでの会議」、「第2回各々での会議」、「第3回メディエーターのみでの会議(必要があれば)」、「第2回合同会議」の7~8の各ステップにおける詳しい進め方について、生徒が順に音読したり教師が解説を加えたりしながら具体的な進行過程を確認していった。

その後、生徒たちは、メディエーター役2名、当事者役各1名の計4名が1グループとなり、グループごとにロールプレイを行いながら、ピア・メディエーションの実際を体験的に学んだ。

表4はロールプレイ用の課題例の一部を示したものである。ロールプレイの課題としては、生徒たちの日常生活で起こり得る課題、具体的には、「授業中の迷惑行為」、「噂話」、「転校生」、「授業中のからかい」、「家庭不和」等に関する対立や争いが取り上げられている。これらの数種類の課題はそれぞれカード形式になっており、各カードには、「合同会議で明確になる当事者相互の言い分」や「メディエーターの質問によって入手できる情報」、「各々での会議で明確になる当事者相互の言い分」等が具体的に示されている。生徒たちはグループごとに各々役割を決め、教師から配付された課題カードの設定で、ピア・メディエーションを体験した。

課題カードに記述されている「当事者相互の言い分」については、それらが生徒自身の言葉で示されているため、当事者役の生徒たちは役の気持ちに入りやすく、生徒たちは臨場感をもってロールプレイを実践することができていた。

表3 ピア・メディエーションの進行過程一覧

(Kailua High School Peer Mediation Program Student Manual をもとに、邦訳して著者らが作成)

	ステップ	内 容
1	メディエーターによる準備	<ul style="list-style-type: none"> a メディエーションの題材選び b 開催する部屋の環境が十分か、椅子や机などの物品が十分かの確認 c 責任の所在に関して決定する
2	第1回合同会議	<ul style="list-style-type: none"> a メディエーターと当事者の紹介 b 当事者たちを席まで案内する c メディエーターによる冒頭陳述 <ul style="list-style-type: none"> 1) メディエーションの進め方の時間によろこそ。この機会がよい結果に結びつくことを願っています。メディエーションを実践してくれて有難う。 2) メディエーションは自発的で内密なものです。 3) メディエーターは中立の立場でありどちらの側にも立ちません。誰が正しくて、誰が間違っているかを調査するのではなく、直面している問題の解決策を見つける手助けをするのが仕事です。 4) メディエーションの最中メモをとりまします。話し合いの最後で必ず破棄します。 5) (メディエーションの進め方の全体の図について説明) 6) メディエーションの基本的な約束事は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・話の途中で割って入らない ・相手を脅したりしない ・相手を罵ったりしない ・相手を名指ししない ・喧嘩をしない 7) 内容が法に触れたり命の危険があったりする場合は学校側に情報開示します。 8) 当事者同士が正直であればあるほどにメディエーションの進行はうまくいきます。 9) これまで述べた基本的な約束事を理解し、そして納得できましたか？ 10) 何か質問がありますか？もしなければ早速はじめましょう。 d 当事者による陳述 <ul style="list-style-type: none"> 1) どちらが先に始めたいか尋ねる。 2) 一切の邪魔をせずに、それぞれの問題を発表してもらう。 3) メディエーターは追加の情報を得るために質問をする。 4) メディエーターは当事者の抱える気持ちに寄り添うよう努める。 5) メディエーターは事実関係を再確認し、共感する。
3	第1回メディエーターのみでの会議	<ul style="list-style-type: none"> a 当事者の陳述を聞いて何を知り得たか？ <ul style="list-style-type: none"> 1) 開示された情報を明白にする 2) 何がそこで問題とされているのか？ 3) 当事者はどう感じているのか？ 我々メディエーターはどのように感じるか？ b どんなことを知る必要があるのか？話のどこに隔たりが生じているのか？ c 今後どう進めたらいいのか？ <ul style="list-style-type: none"> 1) 個別の話し合いでどちらと先に話をすべきなのか？ 2) どんな質問をしたらよいか？
4	第1回各々での会議	<ul style="list-style-type: none"> a メディエーターは当事者たちと個別に面会する。 b 過去と未来についての考察 c それぞれの立場と利害について探る。そこに何か隠された思惑があるか？ d メディエーターは事実関係を言い替え、まとめをする。 e 公表したくない情報が何なのか見抜く。 f (席を外している間に) 当事者に3つの質問について考えさせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・今回の問題をどのように解決してみたいですか？ ・それを実現させるために、(相手)がどうするのを見たいですか？ ・それを実現させるために、あなたは何をしようと思いませんか？
5	第2回メディエーターのみでの会議	<ul style="list-style-type: none"> a 更に何が情報として追加されたか明白にする。 b メディエーションが提供できる今後の方向性にどんなものがあるのか？ c 当事者が実行できそうな解決策や今後の方向性について話し合いの席につく準備はできているか？ <ul style="list-style-type: none"> ・もしできていたら、次の段階へ進みましょう。 ・もしまだなら、どんな追加情報が必要なのでしょうか？
6	第2回各々での会議	<ul style="list-style-type: none"> a 今後についてメディエーターはそれぞれの当事者たちと話し合いをする。 b メディエーターは第1回目 各々での話し合いで聞かれた3つの質問についての答えを聞く。 c (任意で) 現実検討をする。メディエーターはもしこの軋轢が解消されないとしたら、どんなことが起こるか尋ねる。 d メディエーターは陳述内容を言い替え、まとめる。 e 相手の当事者とどの情報なら共有できるか探る。
第3回メディエーターのみでの会議：必要であれば追加		
7	第2回合同会議	<ul style="list-style-type: none"> a 選択肢についての話し合い <ul style="list-style-type: none"> 1) メディエーターは選択肢についてのまとめ、双方の合意部分について指摘する。 2) 当事者が合意できる箇所を自らの口で相手に対して述べる。 3) 誤解を解く。治癒過程。 4) 「合意書を書く準備はできましたか？」 b 合意文書 <ul style="list-style-type: none"> 1) 正しい名前を用いること。 2) 当事者自らの言葉で簡潔かつ明確な陳述にすること。 3) 公平に両者が責任を負う内容であること。 4) 陳述を読み上げる際に文書にする。 5) 確認事項：その合意文書は現実的、合理的かつ持続可能なものか？ 6) 追加の取り決めを作成すること。(任意) 7) 当事者とメディエーターは合意書にサインし、メモを破棄すること。 8) 当事者達とお互いにお礼を言い、(合意に至ったことを)喜ばしましょう。

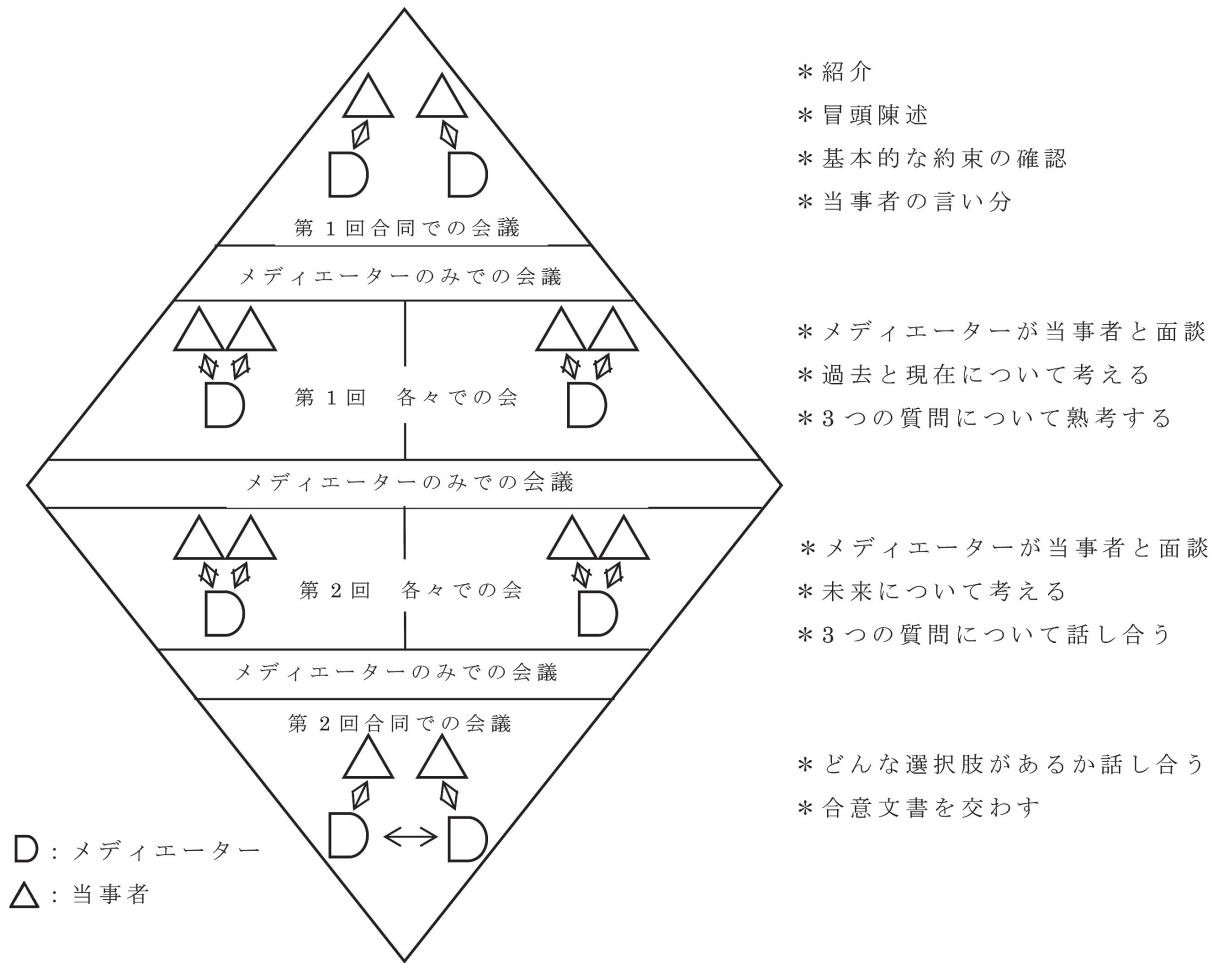


図1 ピア・メディエーションの進行過程全体図

(Kailua High School Peer Mediation Program Student Manual をもとに邦訳して著者らが作成)

表4 ロープレイ用の課題例

(Kailua High School Peer Mediation Program 授業資料をもとに、邦訳して著者らが作成)

課 題	当事者1の言い分	当事者2の言い分
授業中の迷惑行為	デビッドって本当に腹が立つやつだわ。授業中毎日話しかけてくるから、私が先生に怒られる羽目になるの。自分のこと面白いって思っていて、確かに私も笑ったりするけど、でも私面倒なことに巻き込まれるのは嫌よ。この間、自分の席に戻ろうとしたら、デビッドが足を引っ掛けてきて転ばされたの。クラスの子たちは笑うし、先生は私を責めるし。だから彼の腕を引っ叩いてやったわ。	マリーンはイライラし過ぎなんだよ。冗談も通じないんだ。ほとんど笑いもしないから、僕があの子の毎日をもっと面白くしてやろうとしているだけなのに。僕はふざけたりして、面白いことするのが好きなんだ。マリーンが転んだあの日は、疲れてるように見えたから目をしっかり覚ましてやろうと思ったただだよ。そしたらシャンとできるようになるかなって思ってさ。
噂話	ミシェルが私の陰口を言っているって噂をずっと聞いてきたわ。私の前ではいい子ぶっているのに、周りの人からあんなことやこんなことを言っているって。だから火曜日に彼女を呼び出して、一体どういことって聞いたしたら、彼女否定したのよ。頭にきちゃって、どなり散らしたの。それから学校で会う度無視してきたから、彼女のところに近寄ったの。すると先生が私たちを職員室に連れだして、この場に来ることになったのよ。	テリーが何を言っているかさっぱりわからないわ。彼女のことはどうでもいいけど、何度も私を呼び出すし、ギャーギャー言ってくるし。学校でも言ってくるから、もうこれ以上我慢できなくて、言い返してやったの。あなただってそうするでしょう？彼女に好き勝手させられないもの。

課 題	当事者 1 の言い分	当事者 2 の言い分
転校生	今日廊下を歩いていたら、転校生が僕の彼女に話しているのを見たんだ。彼女は俺がやってくるのを見て、そいつにじゃあねって言って、何事もなかったかのような振りをしたんだ。俺はいつも数学の授業が終わったら彼女と待ち合わせをして、食堂で昼食をとるんだけど、彼女がいないなと思ったらなんとそいつと一緒に食べているのを見たんだよ。すごく腹がたつたよ。	カリフォルニアから転校してきたばかりで、このジェイクっていうやつが突然昼休憩中に食堂で怒鳴ってきたんだ。するとそれをやめるように言った教頭先生が彼を職員室に連れだして行ったんだ。するといろんな人から、僕がそいつの彼女と話をしていたから、放課後痛い目に合うぞって言ってきたんだ。そいつの彼女のシーランはいい子だと思うけど、カウンセリングセンターで働いているから、彼女はただ僕に校内を案内してくれていただけなんだ。そいつはちょっと冷静になったほうがいいよ。大体僕にはカリフォルニアの彼女がいるんだ。
授業中のからかい	授業初日からというもの、ランディは何かしらにつけてずっと僕のことをからかってくる。一番最近だと、髪型だね。確かに色を染めて、そんな思ったようにいかなかったけどさ。だからって何なのさ？毎日毎日からかってきて、悪口を言ってきて。周りの子たちも笑うから、だから余計に腹が立つんだよ。最初は無視していたけど、我慢できなくなって、授業中にのしってやったんだ。仕掛けてきたのはあいつなのに、先生につかまって大目玉もらうはめになったんだ。	最近なんでこんなにサムがカリカリしているのかわからないよ。ずっとお互いをからかいあう仲だったし、それが普通だったのに。他の子もみんな同じ感じなのにさ。髪型がすごく変だったから、面白半分ですっとからかっただけだよ。それは向こうも分かっているはずさ。それなのに突然ののしってきたんだ。
家庭不和	この間、廊下で友達とおしゃべりをしていたら、レズリーがやってきて、僕たちの父親について話そうとしてきたんだ。その時、友達と盛り上がっていたから、(レズリーと)話をしたくなかったんだ。レズリーは僕たちが話をしないとつこくて、友達から僕を引き離そうとしたんだ。だから突き飛ばしたんだ。そしたらカウンセラーの先生に泣きついて、こうやってメディエーションの場にいるってわけさ。	今週のはじめ頃、家で大喧嘩があったの。いつものように両親が喧嘩してて、今度は離婚を考えているって。私はどうしていいかわからなくなったから、サンディととにかく話がしたかったの。でも全然耳を貸す気はなく、家でも絶対に話そうとしないわ。だから(学校の)廊下で話をしようとしたの。それなのに、友達と笑っているだけで。自分たちの家族が今こんな状況なのに、一体どうやったら笑っていられるのかしら。

表 5 は、メディエーションの最終ステップである第 2 回目の合同会議で、当事者同士が合意に達した際に交わす合意文書の様式である。合意文書には、当事者の名前や案件、日時その他、両者が合意した具体的な内容を記述し、最後に当事者とメディエーターの署名をするようになっている。そして、必要であれば追加日時を設定し、再度話し合いを行うこともできるようになっている。また、合意文書を作成する際には、表 6 に示す「よい合意のためのチェックリスト」を活用しながら、その合意の具体性、公平性、現実性、合理性、持続可能性についても確認するようになっている。

そして、カイルア高等学校では、ピア・メディエーションの前提として、まずは良い聴き手になること、つまり「積極的傾聴 (Active Listening)」スキルの獲得がとりわけ重要視されている。「共感」、「非言語コミュニケーション」、「言語コミュニケーション」等、「積極的傾聴」に関する様々なスキルを活用しながら、ピア・メディエーションを実践することによって、はじめて相手が正直に心を開き、ピア・メディエーションが実り多いものになるとしている。

以上、カイルア高等学校で実施しているピア・メディエーションについて紹介した。このようにピア・メディエーションは、生徒たちの身近な問題について、当事者以外の生徒たちが介入しながら、生徒相互で解決を図っていくものである。つまり、自分たちの問題を一定のプロセスに従って、自分たちで解決しようとする意識とその手法を身に付けることのできる方法の一つであり、いじめ、荒れ等、日本の子どもたちが直面している問題を解決するための有効な取り組みの一つであるといえる。

表5 合意文書の様式

(Kailua High School Peer Mediation Program Student Manual をもとに邦訳し、著者らが作成)

Agreement Form (合意文書)			
Names(Please print) (名前)	Grade (学年)		
Party #1 (当事者 1)		Party #2 (当事者 2)	
Date (日付):	Case No (案件番号)	Session began (開会時刻)	Ended (閉会時刻)
<p>AGREEMENT (合意)</p> <p>この問題解決のための会議に参加し、この討論が公平かつ正当なものであることとし、以下のことを守り、実行することを誓います。</p>			
Follow-up date (追加日時) _____			
Party #1 (当事者 1)		Party #2 (当事者 2)	
Conflict Manager/Witness (問題管理請負人/証人) Conflict Manager/Witness (問題管理請負人/証人)			

表6 よい合意のためのチェックリスト

(Kailua High School Peer Mediation Program Student Manual をもとに邦訳し、著者らが作成)

よい合意のためのチェックリスト	
_____	1 その合意は具体的ですか？ 「誰が、何を、いつ、どこで、どのように」が含まれていますか？
_____	2 その合意は公平ですか？ 両方の当事者が問題解決のために責任を分担している内容ですか？
_____	3 その合意は現実的ですか？ 両方の当事者が約束を実行するのが可能な内容ですか？
_____	4 その合意は合理的ですか？ その内容で問題を解決へと導くことが可能ですか？
_____	5 その合意は持続可能ですか？ 永久にその問題を解消することができますか？

3 結語 ～今後の道德教育への示唆～

本研究の目的は、ハワイ州カイルア高等学校で実施されているピア・メディエーションについて、実践事例を紹介するとともに、問題解決力を育成する道德教育への活用可能性について検討することであった。

本研究から、ピア・メディエーションは、子どもたちを取り巻く日常的・道德的な問題を自分たち自身で解決しようとする意識や力を育成するために有効なものであり、問題解決力を育成する道德教育にも活用可能な学習方法であることが示唆された。その理由や利点は、以下に述べる通りである。

第1に、ピア・メディエーションで扱う問題は、児童生徒間の喧嘩、口論、噂話、あるいは教師と生徒間の問題であり、現在の道德教育においてその解決が最も期待されているいじめ、荒れ、不登校等に関わる道德的な問題と合致している点である（文部科学省、2014）。先述したように、ピア・メディエーションによる問題解決が全てのケースや全ての人に当てはまるわけではない。しかし、少なくともピア・メディエーションで扱われる問題の多くは、児童生徒にとって身近で道德的な問題である。したがって、ピア・メディエーションの学習を通して、児童生徒はそこで提示される問題を自分ごととして捉え、それらを自分たちで解決しようとする意識や力を高めていくことができると思う。

第2に、ピア・メディエーションは、一定のプロセスに沿って問題解決を図っていくため、児童生徒にとって、問題解決の道筋が明確で、分かりやすい点である。どのような道筋で進めていけば、問題解決に至るのかがある程度明確になっていることで、児童生徒は問題解決に取り組み易いと考ええる。また、繰り返し学習を重ねることによって問題解決する力も向上し易いと思う。

第3に、今回紹介したプログラムでは、ピア・メディエーションの定義、目的、具体的効果や限界、実践する際の留意事項等が学習内容として明確に位置づけられている点である。カイルア高等学校では、ピア・メディエーションの具体的な流れや方法を学ぶ前に、ピア・メディエーションの意義、効果と限界、メディエーターの役割や責任、心構え等を学ぶ。児童生徒がピア・メディエーションの意義や概要を十分に理解した上で、具体的な方法を学ぶことは、学習効果を高め、問題解決力の向上にもつながると考える。

近年、日本の道德教育においても、道德的な問題解決力を育成するために、ソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンター、モラルスキルトレーニング等、様々な学習方法が導入され、実践されている。しかし、それらの授業では主としてロールプレイ等の活動や、活動を通して感じたことや考えたことの交流が中心的な学習内容となっているものが多い。各々の定義や意義、効果や実践上の留意事項等については、教師向けに解説されているものは多いものの（例えば、諸富・土田・尾高、2007；林、2008；岩澤、2014）、児童生徒自身が授業で学ぶ内容として位置付けられているものはあまり見られない。今後、ピア・メディエーションはもとより、それ以外の学習においても、意義や概要、留意事項等についての内容を学習内容として位置付けることにより、一層の学習効果が期待できると考える。

また、森田（2001）はいじめ問題について国際比較をした結果、日本の子どもは欧米の子どもたちに比べて、いじめ等のトラブルに積極的にかかわろうとしない子が年齢とともに増加すると指摘している。今後、ピア・メディエーションが道德教育にも活用されるようになれば、いじめ等の問題に積極的に関わり、問題解決を図ろうとする児童生徒が増えていくのではないだろうか。いじめ・荒れ・不登校等の現代的な問題に対応できる実効性の高い道德教育が求められている現在、池島・吉村・倉持（2007）や竹内（2010）らも指摘するように、ピア・メディエーションが道德教育に

与える示唆は大きいと考える。

次に、ピア・メディエーションを日本の道德教育に活用していく際の課題を3点挙げる。

1点目は、まず、教師自身がピア・メディエーションについて理解を深め、対立等のトラブル解決の知識やスキルを身につけていく必要があるということである。ピア・メディエーションに限らず、様々な学習の効果を上げるためには、指導者である教師自身の教材理解が不可欠である。本稿で取り上げたピア・メディエーションは、日本ではまだ導入の初期段階といえる（池島，2012）。今後、ピア・メディエーションの研究や実践がさらに進み、学校現場における認知度が高まっていくことを期待したい。

2点目は、子どもたちの発達段階や実態に合わせた系統的なピア・メディエーションプログラムを開発する必要があるということである。今回取り上げた実践事例は、「メディエーター」を育成するための高等学校のプログラム例といえるが、全ての児童生徒を対象とした道德教育の一つとしてプログラムを改編し、日本で展開することも可能であると考えられる。また、教材を工夫すれば小学校からの実践も可能であると考えられる。今回は、紙面の制約もあり、詳しく触れることができなかったが、ピア・メディエーションの基盤となる「積極的傾聴」については、幼児期からの育成も十分可能であると考えられる。今後は、特定の校種や学年だけでなく、幼児期から青年期までを見通した系統的なプログラムの開発が必要であると考えられる。

3点目は、日本の教育課程に合わせた道德教育プログラムや具体的な教材を開発していく必要があるということである。現在日本で行われているピア・メディエーションの実践事例（例えば池島・竹内，2011；池田，2014；竹内，2010；田中・山本，2014）は、総合的な学習の時間や特別活動等の学習として位置付け易いものであると考えられる。しかし、子どもたちのトラブルや子どもたちが主体的にピア・メディエーションを行う過程等をストーリー化するなどすれば、道德授業の教材として活用していくことも可能であると考えられる。

今後、ピア・メディエーションの学習内容やねらいによって、どの教科や領域に位置づけるのがよいのかを精査し、それぞれの教科領域に即した形で教材化していく必要があるであろう。また、それらを効果的に組み合わせ、総合単元的な道德学習（押谷，2007）や道德教育プログラム（広島市教育委員会，2010）のように構成すれば、問題解決力を育成するより効果的な道德教育プログラムとして活用できると考える。

最後に、今回紹介した実践例は、カイルア高等学校のピア・メディエーションプログラムの一部である。紙面の都合上、今回十分に上げられなかった内容については、機会を改めて紹介できればと考えている。

【参考引用文献】

- 池島徳大（2012）いじめ予防・人間関係の開発的指導をめざすピア・メディエーションの学校教育への導入とその可能性，言語・音声理解と対話処理研究会，64，27-35
- 池島徳大・竹内和雄（2011）ピア・サポートによるトラブル・けんか解決法！—指導用ビデオと指導案ですぐできるピア・メディエーションとクラスづくり，ほんの森出版
- 池島徳大・吉村ふくよ・倉持祐二（2007）ピア・メディエーション（仲間による調停）プログラムの実践的導入に関する研究，教育実践総合センター研究紀要（16），奈良教育大学教育学部附属教育実践総合センター，261-269
- 池田径（2014）仲間同士でいざこざを解決するピア・メディエーションの取り組み，月刊学校教育相談 28（8），12-17

- 岩澤一美（2014）クラスが変わる！子どものソーシャルスキル指導法，ナツメ社
- 押谷由夫（2007）子どもとつくる総合単元的な道徳学習，東洋館出版
- Kailua High School（2015）Peer Mediation Program Student Manual
- 竹内和雄（2010）ピア・メディエーションでトラブル解消，月刊学校教育相談 28（8），12-17
- 田中圭子・山本このみ（2014）学校授業におけるピア・メディエーションプログラムの実践と課題：子どもたちへの「対立」へのかかわり方プログラム，共生と修復（4），18-21
- 諸富祥彦・土田 雄一・尾高正浩（2007）小学校「道徳シート」とエンカウンターで進める道徳 高学年，明治図書
- 林泰成（2008）小学校道徳授業で仲間づくり・クラスづくり モラルスキルトレーニングプログラム，明治図書
- 広島市教育委員会（2010）規範性をはぐくむための教材・活動プログラム
- 森田洋司（2001）いじめの国際比較—日本・イギリス・オランダ・ノルウェーの調査分析，金子書房
- 文部科学省（2014）平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/10/_icsFiles/afieldfile/2014/10/16/1351936_01_1.pdf 2015.11.30)
- 文部科学省（2015a）小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編，76
- 文部科学省（2015b）中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編，75